

第1号様式別紙2

貸与料金の算定根拠明細書

(宛先) 松戸市長

(リース事業者) 所在地 松戸市松戸〇〇〇
 名称 ××××会社
 代表者肩書 代表取締役
 代表者氏名 環境 一郎
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(リース先) 住所 松戸市根本 387-5
 氏名 松戸 太郎
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。

また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	電気自動車		
リース期間(月数)	60月		
補助金額	(a)松戸市の補助金	(b)国の補助金	(c)合計 [(a)-(b)]
	100,000 円	750,000 円	850,000 円
リース料総額 ※前払金を含む 税抜き金額	(d)補助金なしの場合	(e)補助金ありの場合	(f)差額 [(d)-(e)]
	5,000,000 円	4,150,000 円	850,000 円

リース事業者が受け取った補助金の額を記載してください。
 ※リース先が受け取った補助金は含みません

(注意事項)

(f) > (c) であること。

- 補助金ありの場合のリース料総額(e) 又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f) が、補助金額合計(c) 以上であること。
- 松戸市の補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。